

平成 29 年 5 月 16 日

各 位

会社名 株式会社だいこう証券ビジネス
代表者名 代表取締役社長 御園生 悦夫
(コード：8692 東証第一部)
問合せ先 執行役員総合企画部長 大矢 光一
(電話番号 03-5665-3137)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入する方針について決議し、あわせて、平成 29 年 6 月 21 日開催予定の第 61 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本制度にかかる報酬枠の設定に関する議案を上程することを決議しておりますので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役のうち業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るべく、長期のインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

なお、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられており、本制度はこれを踏まえたものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役に対する報酬額は、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 52 期定時株主総会でのご承認を頂いており、平成 26 年 6 月 20 日開催の第 58 期定時株主総会における一部改定を経て、現在、① 定額報酬 年額 2 億 4,000 万円以内、② ストック・オプション A プランに基づく報酬 年額 2,000 万円以内、③ ストック・オプション B プランに基づく報酬 年額 3,000 万円以内、④ 賞与 毎年株主総会に付議してご承認を受けた金額となっております。本株主総会では、本制度を新

たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を別途設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

なお、今回本制度に関する議案が承認された場合は、現在のストック・オプションAプランおよびBプランを廃止いたします。したがって、報酬総額の年間上限額は2,000万円の減額となります。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額3,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)、といたします。各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年110,000株(但し、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)その他当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む契約(以下「譲渡制限契約」といいます。)が締結されることを条件といたします。

3. その他

本株主総会において、本制度の導入に関する議案につきご承認を頂いた場合、当社子会社の取締役に対して、同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により発行又は処分する予定です。

以 上